

方針の推進にあたって

連携のための体制作り

- 文化振興を具体的に進めていくためには、芸術文化振興の担い手が活動しやすい方策や制度を新たに考案していくとともに、行政と様々な関係者が連携・協働し、よりよい文化行政を実践していく仕組みを検討していきます。
- 芸術文化の視点から様々な分野の施策の進め方を捉え直すことによって、それぞれの施策に新たな波及効果が見込めることから、庁内全体で一体的に取り組んでいくことが有効であると考えられます。
- 庁内外での基本方針の共有・浸透、庁内で実施している芸術文化的な要素を持った事業の情報収集・蓄積・発信などを行うワーキングチームを設置し、他分野と連携していくための体制を構築していきます。

文化事業団の機能の拡充

- 従来の公演事業の実施に加えて、地域の文化振興の拠点として文化施設が担うべき新たな役割を踏まえて、芸術体験・創造型事業の企画・実施、文化振興の担い手との連携強化など、団体としての機能を拡充していきます。
- 第五期長期計画・調整計画に示されている、生涯学習振興事業団との統合を含め、期待される役割を担っていける体制づくりを行っていきます。

図3：よりよい文化行政を実践していく
仕組みのイメージ



武蔵野市（環境整備）

これからの文化施設が担うべき役割と 必要な機能に向けた展開

- 今後、文化施設の再整備を考える際には、本方針で示されている必要な芸術文化的要素を取り込み、そのエリアの中で担う役割を意識しながら文化的ハブともなりうるような有機的な連携の仕組みを考えていく必要があります。
- 施設ごとの設置経緯、現状、そこで行われている事業の振り返りなどを行い、市全域や駅勢圏といった三層構造の考え方に基づき、本方針で示された公立文化施設に必要な要素を落とし込み、施設のさらなる活用や手法を検討します。

方針に照らした事業等の評価について

- ワーキングチームにより、5つの方針を評価の基軸とする評価手法について研究・検討し、評価の試行を行います。
- 方針の中間年に向けて評価委員会を設置し、方針前期に市が関与した芸術文化事業等について5つの方針の視点から評価します。
- 評価を基に、後半期についてより効果的な事業や体制を検討し、方針の改訂につなげていきます。
- 本市の文化振興のあり方について、市民の皆さんと一緒に考える機会を作り続けていきます。

〔発行〕平成30年11月

武蔵野市 市民部市民活動推進課

住所 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話 0422-60-1830、1831

“ いつでも 誰もが
芸術文化にふれることができ
こころ豊かに
暮らせる 武蔵野市 ”

方針策定の趣旨

目的

市民や民間事業者等が形成してきた市民文化・都市文化が武蔵野市の魅力を形成してきたことを踏まえ、芸術文化の振興により、さらにまちの魅力として高めていくために、今後の市における文化振興の方向性について示し、将来の芸術文化のあり方を市民と共に考えていくことを目的として、本方針を策定しました。

位置づけ

芸術文化を中心に据えた本市の文化振興のあり方と、今まで個別計画としては策定してこなかった芸術文化の分野に関する今後の取り組みを示していきます。他分野と連携した芸術文化施策の持続的な実施を進め、市としての一体的な文化振興の方向性を示していきます。

期間

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れつつ、武蔵野市の文化、これからのまちの魅力を長期的な展望として構想しながら、その実現に向けて今後10年程度で取り組むべき中期的な方向性を示します。

図1 文化振興のイメージ



武蔵野市の成り立ち

市制施行前	市制施行後
1657 明暦3年	1947 昭和22年
1889 明治22年	1955 昭和30年
1899 明治32年	1957 昭和32年
1923 大正12年	1971 昭和46年
1928 昭和3年	1973 昭和48年
1938 昭和13年	1976 昭和51年
1944 昭和19年	1979 昭和54年

市民が互いの知恵を出し、協力してきた歴史の流れの中、武蔵野市は、緑豊かで文化の香り漂う落ち着いた雰囲気とともに、多様な人々で構成されて、躍動感あふれる活動的なまちとして、今に至っています。

文化施策を取り巻く動向

関連する法律等

「文化芸術基本法」の改定（平成 29 年 6 月）
法の基本理念を改め、社会的・経済的弱者に対しての文化芸術の鑑賞環境の整備や、文化芸術に関する教育の重要性、観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野との有機的連携などが掲げられました。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年 6 月）

- 文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点
- 全ての国民が心豊かな生活を実現する場
- 社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤
- 地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与

市の文化をめぐる現状と課題

武蔵野市の現状

- ◆利便性が高く、緑豊かなまち
- ◆特色のある 3 駅圏
- ◆多彩な文化関連施設
- ◆文化行政において関連団体が果たしてきた役割
- ◆市民活動を基軸とした文化
- ◆民間事業者による文化

武蔵野市の課題

①まちの魅力の維持・向上

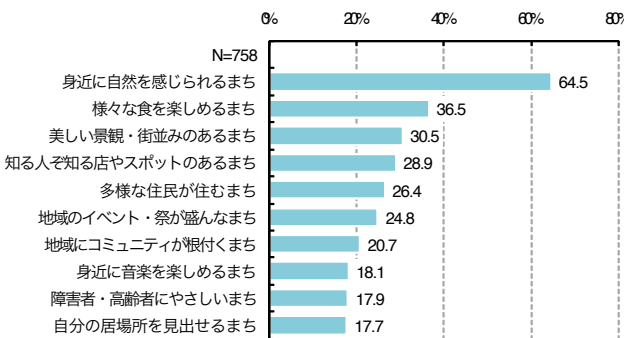
本市は、交通の至便性、自然環境、徒歩で回遊可能な商業地としての魅力、文化についての多様さなどが多くの人々を惹きつけてきました。文化的とも呼ばれる武蔵野市のイメージ（雰囲気）を将来的にも維持していくためには、芸術文化を活用し、まちの魅力として高めていくための取り組みが重要です。

②文化事業団の芸術文化事業についての評価と課題

近年、施設に求められる役割は、大きく変わってきており、鑑賞を中心とした事業展開に加え、芸術文化の体験・創造型の取り組みを進めるとともに、市民誰もが気軽に多様な方法で芸術文化に触れられる様々な事業を検討していく必要があります。

③施設の老朽化と新たな機能の必要性

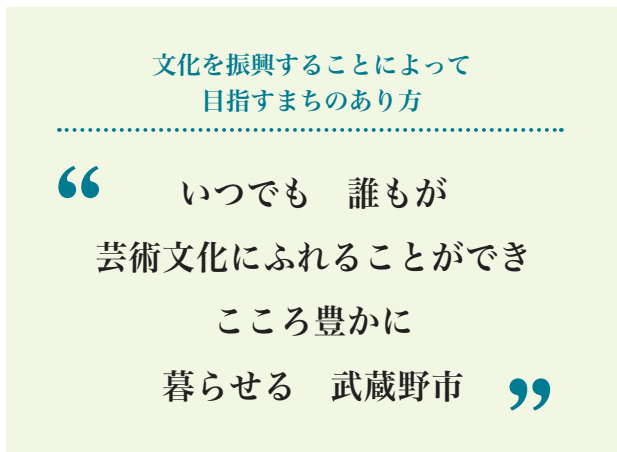
本市の文化施設は、開館から長い年月が経過しており、多くの施設が老朽化の問題を抱えているとともに、施設に求められるニーズも変化しており、その変化に必ずしも対応できていません。これからの文化施設に期待される役割を踏まえ、まちづくりの視点から公立文化施設に求められる役割を整理しておく必要があります。



武蔵野市のまちのイメージ（平成 28 年度文化に関するアンケート調査より）

基本方針の目標と基本的な考え方

目標



基本的な考え方

◆芸術文化に等しくふれることができる機会と環境
芸術文化は、スポーツや知的学習活動等と同様に、個人で楽しんだり、新たな取り組みへの意欲を高めたり、生活に取り入れることで心を豊かにしてくれる選択肢の一つです。芸術文化はその活動を通じて、人や社会とのつながりを実感することができます。本方針では、芸術文化を、他の様々な活動と同様に、分け隔てなく広く市民に開いていくことを重視します。

◆芸術文化の波及効果

既存の施策や施設に芸術文化的な要素や視点を取り入れることで、芸術文化に内在する創造性にふれられ、新しい可能性が生まれたり、多様な人同士のつながりが生まれることが期待されます。本方針では、芸術文化的な要素や視点を他の様々な分野においても取り入れることによって、既存の手法や対象を広げたり、新しいことを発見していくことを重視します。（図 2）

◆文化施設に求められる要素や機能

公共施設等総合管理計画において示された『施設用途上求められる立地による利便性や利用状況等も勘案の上で、劇場・ホール・文化・集会機能の三層構造上のあり方や役割分担を検討する。』という考え方を踏まえ、文化振興の観点から、これからの公立文化施設に求められる要素や機能について示します。

図 2 芸術文化の波及効果



5つの方針 ～取り組むべき文化振興の方向性～

方針 1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります

●本方針においても、文化芸術基本法の基本理念と同様の考えの下、様々なハードルがあり、一人ではアクセスが困難な子どもや高齢者、障害者などに加え、経済的な状況にかかわらず、芸術文化を享受できる機会を増やします。

●「文化に関する市民アンケート」の結果も踏まえ、特に子どもたちには、アウトリーチ事業*などを通じて、芸術文化を享受できる機会をつくります。*芸術文化普及事業のうち、それを必要としている人のところに「とどける」事業全般のことをいう。

方針 2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります

●社会の変化や要請により、文化事業団の芸術文化事業等においても、鑑賞中心の事業だけでなく、市民自らが体験・創造する機会の提供といった事業への進化も求められています。

●100 年ライフと言われている現代社会を生きていく子どもたちにとって、大きな変化に対応していける能力を養っていくことが必要です。子どもたちが自由な創造性を自ら育てていけるような、様々な環境をつくります。

●特に文化施設については、劇場法においても求められる役割が変化するとともに、その期待も大きくなっています。本市においても、既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直し、市民が自発的に、かつ自由に体験・活動できる環境をつくります。

方針 3 地域の芸術文化資源を活用し、それを活かすまちにします

●武蔵野市のまちの魅力は、行政による環境整備と、市民による多様な活動と、それを受け入れる市民の感性とが一体となって、多様な要素から形成されています。

●今後は、そういったまちの魅力を築き上げてきた要素を地域の芸術文化資源として捉え、これらをつなぎ合わせることで、まちを彩る魅力を生み出し、これを発信し、まちの活性化につなげていくことが求められます。

●文化施設以外の公共施設や公共空間で芸術文化事業を実施する

これまでの取り組み例

武蔵野クリーンセンターにおける展示・ワークショップ

クリーンセンターでは、平成 30 年度に、美術家・藤浩志氏による「廃材コレクション展 ～あつめる ならべる ～ 廃材から生まれるさまざまな活動」を開催しました。

廃材を使ったアート作品を展示したほか、廃材をつかったものづくりワークショップを開催し、アートと廃材を組み合わせ、ごみやりサイクルを考える機会をつくりました。

ことで、多様な人が施設を訪れたり、新しいつながりが生まれることが期待されます。これまでの取り組みを参考に、さらに取り組みを進めます。

方針 4 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の文化振興のための連携をすすめます

●これまでも、多様な主体が、様々な事業を展開し、それぞれが武蔵野市の魅力の要素を担ってきました。これから市の魅力を維持し高めていくためには、今後も、その様々な主体が、連携し、ネットワーク化を図ることが必要です。

●今後は、そういったまちの魅力を地域の芸術文化資源として捉え、様々なチャンネルやネットワークを使い、その魅力を発信し、まちの活性化につなげていくことが求められます。

●それには、様々な主体をつなぐ機能となる文化的ハブの見える化を検討するとともに、横断的・自律的・持続的な連携の体制を考えていきます。

●その検討のなかで、文化事業団についても、市民や民間事業者と連携した事業の実施形態やそれらの活動の記録なども検討していきます。

方針 5 将来の武蔵野市の芸術文化のあり方を考えていく機会を提供します

●武蔵野市の魅力は、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積である市民文化、質の異なるものが共存する都市文化であり、多くの人々を惹きつけてきました。

●芸術文化については、市民文化と都市文化の双方のなかで育まれ、市民が触れ、まちに人を惹きつける魅力となってきました。市民芸術文化協会の活動に加え、行政においては文化事業団が質の高い芸術文化に接する機会を提供してきました。

●武蔵野市には、多様な主体によってつくり上げられてきた市民文化、都市文化がもたらす魅力があります。国際化、多様化する社会の要請に応えていくために、武蔵野市民が誇れる武蔵野市の芸術文化のあり方を市民や行政が共に語り合い、考える機会を様々な方法で継続的に提供します。



武蔵野アール・ブリュット

アートを通して、多様性を大切にする地域づくりを進めていきます。第 1 回目の平成 29 年は「ヒトが表現するということ」をテーマとして開催しました。